



# 山形県公報

平成16年5月14日(金)  
第1541号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 訓 令

|               |            |     |
|---------------|------------|-----|
| 前川ダム操作規則..... | (河川砂防課)... | 620 |
| 神室ダム操作規則..... | ( 同 )      | 622 |

### 告 示

|                                           |                     |     |
|-------------------------------------------|---------------------|-----|
| 山形県土地利用基本計画の変更.....                       | (政策企画課)...          | 624 |
| 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定.....              | (置賜総合支庁福祉課)...      | 同   |
| 農業振興地域の区域の変更.....                         | (農政企画課)...          | 625 |
| 土地改良区の定款変更の認可.....                        | (村山総合支庁農村計画課)...    | 同   |
| 同.....                                    | ( 同 )               | 同   |
| 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知.....               | (森 林 課)...          | 626 |
| 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知.....               | ( 同 )               | 同   |
| 都市計画区域の変更.....                            | (都市計画課)...          | 627 |
| 都市計画の変更.....                              | ( 同 )               | 629 |
| 同.....                                    | ( 同 )               | 同   |
| 同.....                                    | ( 同 )               | 同   |
| 都市計画の決定.....                              | ( 同 )               | 630 |
| 同.....                                    | ( 同 )               | 同   |
| 開発行為に関する工事の完了.....                        | (村山総合支庁建築課)...      | 631 |
| 都市計画区域内の用途地域の指定のない区域における容積率の限度となる数値等..... | (建築住宅課)...          | 同   |
| 道路の位置の指定の廃止.....                          | (村山総合支庁北村山総務建築課)... | 同   |

### 監査委員関係

#### 告 示

|                     |     |
|---------------------|-----|
| 包括外部監査事務を補助する者..... | 632 |
|---------------------|-----|

### 人事委員会関係

#### 告 示

|                           |     |
|---------------------------|-----|
| 平成16年度山形県職員採用上級試験の実施..... | 同   |
| 平成16年度山形県警察官採用試験の実施.....  | 635 |

### 公 告

|                                  |                 |     |
|----------------------------------|-----------------|-----|
| 平成16年度山形県林業機械講習(車両系建設機械)の実施..... | (森林研究研修センター)... | 638 |
| 特定調達契約による随意契約の相手方の公告.....        | (公安委員会)...      | 639 |

### 正 誤

# 訓 令

山形県訓令第16号

土 木 部  
村山総合支庁

前川ダム操作規則を次のように定める。

平成16年5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

前川ダム操作規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条 - 第6条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第7条・第8条）
- 第4章 洪水調節等（第9条 - 第14条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第15条 - 第19条）
- 第6章 点検、整備等（第20条 - 第22条）
- 第7章 雑則（第23条）

附則

第1章 総則

（通則）

第1条 前川ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

（ダムの用途）

第2条 ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第3条 洪水は、小岩沢分水口地点における流水の水量（以下「分水口流量」という。）が毎秒5立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水位）

第4条 貯水池の水位は、取水設備に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第5条 貯水池の常時満水位は、標高258.0メートルとし、第11条の規定により洪水調節を行う場合及び第12条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

（サーチャージ水位）

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高266.5メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高258.0メートルから標高266.5メートルまでの容量2,400,000立方メートルを利用して行うものとする。

（流水の正常な機能の維持のための利用）

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高244.5メートルから標高258.0メートルまでの容量1,700,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第9条 村山総合支庁建設部山形統合ダム管理課長（以下「課長」という。）は、山形地方気象台から東南村山地方に降雨に関する注意報又は警報が発せられ洪水の発生が予想される場合その他細則で定める場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。

2 課長は、第12条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合においては、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第10条 課長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 土木部河川砂防課その他細則で定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）並びにゲート等の操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置

（洪水調節）

第11条 課長は、次に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) 分水口流量が毎秒5立方メートルから毎秒115立方メートルまでである場合にあっては、貯水池に流入する流水を全量貯留すること。

(2) 分水口流量が毎秒115立方メートルを超えた場合にあっては、分水口流量が最大に達した後、毎秒20立方メートルを限度として流水を放流管から放流すること。

（洪水に達しない流水の調節）

第12条 課長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第13条 課長は、第11条の規定による洪水調節又は前条の規定による洪水に達しない流水の調節を行った後において、貯水池の水位が常時満水位を超えているときは、北町地点の水位が指定水位を下回ったことを確認した後、速やかに貯水池の水位を常時満水位に低下させるため、毎秒30立方メートルを限度として流水を放流管から放流しなければならない。

（洪水警戒体制の解除）

第14条 課長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

#### 第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第15条 ダムによって貯留された流水は、第11条から第13条まで及び第17条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

(1) 第20条第1項の規定により、ダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、細則で定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において放流する水量の限度は、毎秒30立方メートルとする。

（放流の原則）

第16条 課長は、放流管から放流を行う場合には、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

（流水の正常な機能の維持及び貯留制限のための放流）

第17条 課長は、流水の正常な機能の維持及び貯留制限のため必要があると認める場合には、河崎地点において毎秒0.17立方メートルの水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

（放流に関する通知等）

第18条 課長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

（ゲート等の操作）

第19条 放流管から放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

#### 第6章 点検、整備等

（計測、点検及び整備）

第20条 課長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 前項の規定による計測、点検及び整備の基準は、細則で定める。

（観測）

第21条 課長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

（記録）

第22条 課長は、ゲート等を操作し、第20条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規

定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

#### 第7章 雑則

（細則）

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、土木部長が細則で定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

#### 山形県訓令第17号

土 木 部  
最上総合支庁

神室ダム操作規則を次のように定める。

平成16年5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

#### 神室ダム操作規則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 貯水池の水位等（第3条 - 第6条）
- 第3章 貯水池の用途別利用（第7条 - 第9条）
- 第4章 洪水調節等（第10条 - 第14条）
- 第5章 貯留された流水の放流（第15条 - 第20条）
- 第6章 点検、整備等（第21条 - 第23条）
- 第7章 雑則（第24条）

附則

#### 第1章 総則

（通則）

第1条 神室ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

（ダムの用途）

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。

#### 第2章 貯水池の水位等

（洪水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒45立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水位）

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第5条 貯水池の常時満水位は、標高383.8メートルとする。

（サーチャージ水位）

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高390.6メートルとする。

#### 第3章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節（以下「洪水調節等」という。）は、標高383.8メートルから標高390.6メートルまでの容量2,300,000立方メートルを利用して行うものとする。

（流水の正常な機能の維持のための利用）

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高368.1メートルから標高383.8メートルまでの容量3,500,000立方メートルのうち最大2,200,000立方メートルを利用して行うものとする。

（水道用水の供給のための利用）

第9条 水道用水の供給は、標高368.1メートルから標高383.8メートルまでの容量3,500,000立方メートルのうち最大1,300,000立方メートルを利用して行うものとする。

#### 第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第10条 最上総合支庁建設部長（以下「建設部長」という。）は、山形地方気象台から最上地方に降雨に関する注意報又は警報が発せられ洪水の発生が予想される場合その他細則で定める場合には、洪水警戒体制を執らなければならない。

（洪水警戒体制時における措置）

第11条 建設部長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 土木部河川砂防課その他の細則で定める関係機関（以下「関係機関」という。）との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他ダム の操作に関し必要な措置

（洪水調節等）

第12条 洪水調節等は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第13条 前条の規定により洪水調節等を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第14条 建設部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

## 第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第15条 ダムによって貯留された流水は、第12条、第13条、第17条及び第18条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムから放流することができる。

(1) 第21条第1項の規定により、ダム等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、細則で定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合において放流する水量の限度は、毎秒5.87立方メートルとする。

（放流の原則）

第16条 建設部長は、放流管から放流を行う場合には、当該放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

（流水の正常な機能の維持のための放流）

第17条 建設部長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に掲げる地点においてそれぞれ同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

2 建設部長は、最上川の河川環境の保全又は水利使用に支障を与えないよう、高屋地点の水量が毎秒60立方メートル以下である場合には、流入量又は前項の規定による放流量のうち、いずれか大きい量をダムから放流しなければならない。

（水道用水の供給のための放流）

第18条 建設部長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、魚清水橋下流地点において最大毎秒0.261立方メートルの水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

（放流に関する通知等）

第19条 建設部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

（ゲートの操作）

第20条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

## 第6章 点検、整備等

（計測、点検及び整備）

第21条 建設部長は、ダム、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 前項の規定による計測、点検及び整備の基準は、細則で定める。

（観測）

第22条 建設部長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第23条 建設部長は、ゲートを操作し、第21条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、土木部長が細則で定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

| 地 点       | 期 間             | 水 量          |
|-----------|-----------------|--------------|
| 金 山 橋 地 点 | 1月1日から5月5日まで    | 毎秒0.50立方メートル |
|           | 5月6日から5月15日まで   | 毎秒0.56立方メートル |
|           | 5月16日から9月10日まで  | 毎秒0.37立方メートル |
|           | 9月11日から12月31日まで | 毎秒0.50立方メートル |

**告 示**

山形県告示第576号

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定に基づく山形県土地利用基本計画を次のとおり変更した。

なお、変更後の山形県土地利用基本計画は、総務部総合政策室政策企画課において縦覧に供する。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 変更内容

山形県土地利用基本計画図に係る農業地域の縮小

2 変更に係る市

鶴岡市及び酒田市

山形県告示第577号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定居宅支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地          | 事業所の名称及び所在地                       | 知的障害者居宅支援の種類 | 指定年月日       |
|-----------------------------------|-----------------------------------|--------------|-------------|
| 特定非営利活動法人にこにこホーム<br>米沢市金池五丁目6番29号 | 特定非営利活動法人にこにこホーム<br>米沢市金池五丁目6番29号 | 知的障害者デイサービス  | 平成16年 5月 6日 |

## 山形県告示第578号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 鶴岡市

## (1) 変更する地域の名称

鶴岡農業地域

## (2) 変更後の区域

鶴岡市行政区域のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)による市街化区域(平成16年 5月決定)及び同法による市街化調整区域のうち臨港地区の区域、港湾法(昭和25年法律第218号)による港湾隣接地域の区域、国有林野並びに民有林野の区域(次の図に示す区域を除く。)を除く区域

## 2 酒田市

## (1) 変更する地域の名称

酒田農業地域

## (2) 変更後の区域

酒田市行政区域のうち、都市計画法による市街化区域(平成16年 5月変更決定)及び同法による市街化調整区域のうち臨港地区の区域、国有林野及び民有林野の区域(次の図に示す区域を除く。)並びに旧飛島村の区域(次の図に示す区域を除く。)を除く区域

## 3 鮭川村

## (1) 変更する地域の名称

鮭川農業地域

## (2) 変更後の区域

鮭川村行政区域のうち次の図に示す区域

(次の図は省略し、その図書を農林水産部農政企画課並びに関係市役所及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第579号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 土地改良区の名称

上山市土地改良区

## 2 事務所の所在地

上山市金生東二丁目15番26号

## 3 認可年月日

平成16年 4月30日

## 山形県告示第580号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 土地改良区の名称

天童土地改良区

## 2 事務所の所在地

天童市大字矢野目2100番地

## 3 認可年月日

平成16年 4月30日

## 山形県告示第581号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所  
山形市大字関沢字クツカケ452 - 23
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 保安林解除の理由  
指定理由の消滅
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所  
西村山郡大江町大字貫見字要害778 - 1、778 - 3 (国有林)、778 - 12 (国有林)
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 保安林解除の理由  
指定理由の消滅

## 山形県告示第582号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡最上町大字大堀字瀬見1254 - 1、1254 - 2、1282 - 1
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、択伐とする。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
  - ハ 植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び最上町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所  
最上郡戸沢村大字角川字寺台2020 - 22、2020 - 46
- (2) 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、禁伐とする。
    - (ロ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び戸沢村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第583号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課において縦覧に供する。

平成16年5月14日

山形県知事 高橋和雄

## 1 都市計画区域の名称

酒田都市計画区域

## 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域

## (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

酒田市大字勝保関字北波加伊(6-4の一部、6-5の一部、6-6、6-7の一部、7-3の一部、11-3の一部、16-3の一部、16-4の一部、17-3の一部、17-6、21-2、24、27-6の一部、30、31、32-2、33-1、34-1、35、36-1、36-2、37から40まで、42-4の一部、42-5の一部、42-6、42-8の一部、42-9、48から81までに限る。)、字上割符(2-3の一部、2-4、2-5の一部、2-6の一部、5-1、5-2、5-4、6-3、9-2、10-1、12-1から12-3まで、12-7、13-2、14-3、14-5、16、22-2、22-3、24-11、25から27まで、27-1、29、33-1、37-2、48-2、48-3、56から92まで及び109から161までに限る。)、字下割符(48から93まで、96の一部、97の一部、98の一部、99から116まで、117-1、117-2、118から125まで、126の一部、127の一部、129の一部及び130から132までに限る。)、字百野(24-4の一部、24-5の一部、24-6の一部、24-7の一部、24-9の一部、24-10の一部、33-2の一部、33-4の一部、34-5の一部、41-1、50-1、50-2、51、52、54、55-1、56及び82から97までに限る。)、字前(1、2、5-1、5-2、6-6、7、11、15、15-1、16から18まで、20-4から20-6まで、22、23、25から27まで、31から34まで、39、40-1から40-3まで、41、42、43-1、45-3、46-1、48-1、50-1、51から53まで、54-1、54-4、54-16、54-17、56-6、72の一部、73-1の一部、73-2、73-3の一部、73-4の一部、78、79、80-1、80-2、81から90まで、91-1、91-2、92から97まで、98-1から98-6まで、103、105の一部、128の一部、129、130の一部、131の一部、132から134まで、135の一部、137の一部、138の一部、139から142まで、143の一部及び144に限る。)及び字後口(5、11-3の一部、11-5の一部、11-6の一部、11-7の一部、11-8の一部、11-9の一部、11-10の一部、11-11の一部、11-13の一部、13-3の一部、14-4の一部、14-5の一部、14-7の一部、14-8の一部、14-10の一部、14-11の一部、18、19、22-1、23-4、25、26-2、30-2、30-4、30-5、31-2の一部、31-4の一部、31-5の一部、31-7の一部、35-3の一部、37-4の一部、38-2の一部、41-2、43、44、48-3の一部、48-6の一部、48-7の一部、50-3の一部、50-5の一部、50-6の一部、50-7の一部、51-3の一部、52-3の一部、56-2、64-4、64-5、65、67-1、69-2、70-2、77-5、77-8から77-10まで、77-15、77-16、78-1、79、80-1から80-3まで、84、93、96、97、103-1の一部、103-2、114から141まで、146の一部、147から149まで、151から159まで、160の一部及び161の一部に限る。)、大字大野新田字高田、字村南及び字高野場(7、9-2から9-4まで、10-3から10-6まで、20-2、20-4、20-6、21-1から21-3まで、22-3、22-4、23-2、24-2、25-2、25-3、26-2、27-3、29-2、29-3、30-2、30-3、31-2、31-3、32-2、32-3、33の一部、34の一部、35から54まで、55-1、55-2、56-1、56-2、57から75まで、76-1、76-2、77の一部及び78から91までに限る。)、大字小牧字切添、字両興屋、字西畑、字中芦田(3-2の一部、5-2の一部、5-3の一部、6-3の一部、8-3の一部、12-2の一部、13-2の一部、35-2の一部、35-3の一部、35-4の一部、39-2、44-3の一部、47-3の一部、48-3の一部、49-3の一部、50-3の一部、51-3の一部、52-3の一部、53-3の一部、54-2の一部、55-2の一部、56-2の一部及び87から108までに限る。)、字北五丁野及び字南五丁野、大字茨野新田字川端(3-1、5-3から5-5まで、10-1、11-1、12-1、13-1、13-2、14-1から14-4まで、16、16-1、16-2、17、17-1、18-1から18-7まで、19-1、19-3から19-10まで、20-1、21-1、22-1、23-1、24、24-1、25、26、26-1、27-3の一部、27-7、27-8、28-3の一部、28-9、28-15の一部、29-1から29-4まで、30、30-1、31、32-1から32-3まで、32-5、32-6、32-8、33から35まで、35-1、35-2、36-2、37、39から42まで、42-1、42-2、43-1から43-7まで、44-1、44-2、44-4から44-6まで、45から47まで、48-1、48-2、49-2、50-1、50-2、51、51-2、52、52-2、54、55、56-1、56-2、57、58、59-1、60-2から60-7まで、61、62-1、62-2、63-1、63-2、64から79まで及び81に限る。)、字村北(14-3の一部、15-3の一部、16、16-4の一部、17-4の

一部、17-6の一部、17-7、17-8の一部、17-9の一部、19-3の一部、20-3の一部、20-4の一部、20-5、30-2、30-6、30-7、33-2、33-4、34-2、35-2、53から78まで及び84から90までに限る。)、字大坪(24-4の一部、24-6、24-7の一部、25-3から25-5まで、25-7、25-9、25-10、25-13及び26-2に限る。))及び字大割(35-2の一部、35-3の一部、35-4の一部、35-5の一部、35-6の一部、35-7、35-9及び35-10に限る。)、大字小牧新田字道の下(1-3の一部、1-4の一部、1-5の一部、3-3、6-2、7、8、10-4、10-12、11-1、14、17-2及び59から98までに限る。))及び字西田(1-3の一部、1-4の一部、2-3の一部及び2-4の一部に限る。)、大字本川字大海塚(32-3の一部、32-4の一部、32-5の一部及び32-6の一部に限る。)、大字熊手島字下福島(22-3の一部、23-2、24-3の一部、33-3の一部及び34-3の一部に限る。)、字熊興屋(26、28-2、29-4の一部、29-5の一部、37-2の一部、37-4の一部、37-5の一部、69-3の一部、70-2の一部、71-2、72-2の一部、72-3の一部、72-4の一部及び206から213までに限る。))及び字手興屋(53-1の一部、53-2の一部、66-3の一部、67-2の一部、67-5の一部、71-3の一部、85-1の一部、85-3の一部、85-5及び272から358までに限る。)、大字遊摺部字千代世(84の一部、100-6の一部、574の一部、643の一部、644から664まで、665の一部、698の一部、699の一部、700から717まで、718の一部、747の一部、748から768まで、769の一部、770の一部、799の一部、800の一部、801から813まで、865の一部、866の一部、867の一部、869の一部、870、871、872の一部、873の一部、874の一部、884の一部、885の一部、886の一部、887の一部、888から890まで、891の一部、892の一部及び893の一部に限る。)、大字大町字大野(3-2、4-2、5-2、24-2、25-2、26-2、27-2、28-2、29-2、30-2、31-2、32-2、33-2、34-2、35-2、84-2、85-2、88-2、89-2、90-2、91-2、94-2、95-2、96-2、97-2、98-2、101-2、102-2、103-2、104-2、105-2、106-2、107-2、108-2、109-2、110-2、111-2、112-2、113-2、114-2、115-2、116-2から116-4まで、117-1から117-3まで、118-2、118-3、141、142、143-1から143-4まで、144、145-1、145-4、235-2、236、237-2、242、255-2の一部、258の一部、260から271まで、272の一部、273の一部、283、292の一部、293から324まで、325の一部、326から336まで、337の一部、338の一部、340、345から389まで、390の一部、391の一部、392の一部、393の一部、394の一部、396の一部、397の一部、398の一部、399から410まで、411の一部、413の一部、414の一部及び415から429までに限る。)、字上切添(250の一部及び260の一部に限る。)、字上割(111-2の一部、112-3の一部、113-3から113-5まで、114-1、114-2、115-3、475の一部、476の一部及び477に限る。))及び字上野、大字丸沼字二枚田、字宮前、字島の内、字中島、字鮭持沢、字中サビ及び字西田、大字新堀字木船、字呉福、字豊森、字下川原、字船附、字前岡、字聖の宮、字法流田、字石巻、字惣実、字中坪、字魚持沢、字割田、字山田、字平成及び字横枕、大字落野目字広野(211-1、211-2、212-2の一部、212-3の一部及び212-4の一部に限る。))、字十寸穂、字刈分、字川前、字新田(333の一部、334の一部、335の一部、336の一部、337の一部、341から346まで、367の一部、368の一部、369の一部及び370から373までに限る。)、字杉之崎、字下之割、字古割、字牛荒川戸、字荒川、字加久地、字楯之畑(1から10まで、11-2から11-6まで、12-2から12-4まで、12-6から12-9まで、13-2から13-5まで、14-1、14-2、15-2から15-6まで、16-2から16-6まで、17-2から17-6まで、18-2から18-4まで、18-6から18-9まで、19-2から19-6まで、20-1、20-3から20-6まで、21-2から21-6まで、22-2から22-6まで、23-1から23-5まで、24-1から24-5まで、25-1から25-4まで、25-6、26-3、26-4、27-2、28-3、116から122まで、123-1、123-2、124から135まで、136-1の一部、146の一部、147から182まで、183の一部、184の一部、187の一部、188の一部、189の一部、190の一部、191から199まで、200-1から200-5まで、201-1、202-1、203-1、204-1、205-1から205-6まで、206-1、208-1、209-1、210-1、211-1、212-1、213-1、214-1、215から225まで、226の一部、228の一部、229の一部、230の一部、231の一部、232の一部及び233から236までに限る。)、字堤割、字西田、字西畑(1から3まで、4-1、4-2、5から14まで、15-1、15-2、16-1、16-2、17、18、19-1、19-2、20-1、20-2、21、22-1、23-1、23-2、55-1、55-2、56-1、56-2、57-1、57-2、58-1、58-2、59-1、59-2、60-1、60-2、61-1、61-2、62-1、62-2、63-1、63-2、64-1、64-2、65-1、65-2、66-1、66-2、67-1、67-2、68、69-2、69-3、69-5から69-8まで、70-2から70-5まで、71-2から71-5まで、72-2から72-5まで、73-2から73-5まで、74-2から74-5まで、75-2から75-5まで、76-2から76-5まで、77-2から77-5まで、78-2から78-5まで、187の一部、188の一部、189の一部、190の一部、192の一部、193の一部、194の一部、195の一部、196の一部、197の一部、198の一部、199の一部、200から228まで、233の一部、234の一部、235の一部、236の一部及び237に限る。)、字睦田及び字西大割、大字木川字松之

里、字東中道、字西中道、字アラコウヤ、字水尻、字堰中瀬、字オソノ、字八幡田、字中道、字サバタ及び字櫓、大字門田字寿福、字台ノ上、字宮ノ前、字沼田、字堀止、字村西、字下モ田、字荒田、字南田及び字錦、大字局字局、字南田、字惣田、字未谷地、字立野、字東田及び字西田並びに大字板戸字福岡、字北大坪、字大坪、字北前、字土手前、字中割字本間新田、字車田、字苗岡、字苗福、字黄金、字宮北、字宮前、字宮南、字瑞穂、字錦、字宝ノ北、字宝ノ前及び字宝ノ南

- (2) 都市計画区域から除外される土地の区域  
なし

#### 山形県告示第584号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月14日

山形県知事 高橋和雄

1 都市計画の種類及び名称

酒田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を変更した土地の区域

昭和10年内務省告示第161号(都市計画区域の指定)、昭和17年内務省告示第745号(都市計画区域の変更)、昭和33年建設省告示第1017号(都市計画区域の変更)、昭和43年建設省告示第3668号(都市計画区域の変更)、昭和47年7月県告示第1050号(都市計画区域の変更)、昭和59年3月県告示第421号(都市計画区域の変更)、平成4年10月県告示第1165号(都市計画区域の変更)及び平成16年5月県告示第583号(都市計画区域の変更)で決定した区域

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

#### 山形県告示第585号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月14日

山形県知事 高橋和雄

1 都市計画の種類及び名称

酒田都市計画区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 市街化調整区域から市街化区域へ変わる部分

酒田市飯森山一丁目及び三丁目、大字宮野浦字出羽台及び字飯森山西、京田四丁目、大字高砂字高砂、大字宮海字南浜並びに山居町二丁目

- (2) 市街化区域から市街化調整区域へ変わる部分

なし

3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

#### 山形県告示第586号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月14日

山形県知事 高橋和雄

1 都市計画の種類及び名称

酒田都市計画臨港地区

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 追加する部分 酒田市大字高砂字高砂、大字宮海字南浜及び山居町二丁目地内

- (2) 削除する部分 なし

## 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

---

## 山形県告示第587号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 都市計画の種類及び名称

鶴岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を決定した土地の区域

昭和5年2月17日都市計画公告鶴岡市都市計画区域(内務省)、昭和25年建設省告示第380号(都市計画区域の指定)、昭和27年建設省告示第404号(都市計画区域の変更)、昭和33年建設省告示第1894号(都市計画区域の変更)、昭和35年建設省告示第2564号(都市計画区域の変更)、昭和35年建設省告示第2710号(都市計画区域の変更)、昭和43年建設省告示第3675号(都市計画区域の変更)及び平成7年3月県告示第350号(都市計画区域の変更)で決定した区域

## 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

---

## 山形県告示第588号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により次の都市計画を決定したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成16年5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

## 1 都市計画の種類及び名称

鶴岡都市計画区域区分

## 2 都市計画を決定した土地の区域

## (1) 市街化区域に決定する部分

鶴岡市青柳町、泉町、伊勢原町、稲生一丁目、稲生二丁目、海老島町、大塚町、大西町、家中新町、上畑町、切添町、小真木原町、桜新町、三光町、山王町、城南町、城北町、昭和町、新海町、神明町、未広町、砂田町、千石町、大東町、大部町、大宝寺町、宝田一丁目、宝田二丁目、宝田三丁目、宝町、長者町、朝暘町、茅原町、道形町、鳥居町、苗津町、新形町、錦町、西新斎町、馬場町、東新斎町、東原町、日出一丁目、日出二丁目、日吉町、日和田町、双葉町、文園町、ほなみ町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、美咲町、道田町、みどり町、美原町、三和町、睦町、陽光町、余慶町、淀川町、若葉町、大字伊勢横内字大場川原及び字畑福、大字遠賀原字芦原、字温海田及び字高間々、大字小淀川字色田、字村東及び字谷地田、大字外内島字明神川原、字石名田、字信州川原及び字古川、大字平京田字乾及び字屋敷廻、大字大宝寺字大宝地、字立野及び字日本国、大字茅原字草見鶴、字中谷地及び字西茅原、大字道形字二ツ屋、大字苗津字大西、大字中野京田字老柳及び字上大坪、大字布目字中通、大字番田字南田、大字日枝字海老島、字大塚、字坂本、字沢田、字小真木原、字鳥居上、字宮ノ下及び字宮脇、大字文下字家岸、字仲田、字沼田及び字広野、大字ハッ興屋字土谷俣、大字柳田字田中、大山一丁目、大山二丁目、大山三丁目、友江町、平成町、大字大山字茨田、字北田、字砂押、字関根、字近田、字堤下、字天保恵、字転目木、字中道、字前田面、字都沢及び字向町、大字栃屋字天保恵、大字友江字川向、大字菱津字山栃屋、大字矢馳字下矢馳、大字山田字小京田、字仲道及び字油田、湯野浜一丁目、湯野浜二丁目、大字下川字窪畑、字東海林場、字七窪及び字龍花崎、大字宮沢字小沢並びに大字湯野浜字浜泉

## (2) 市街化調整区域に決定する部分

鶴岡都市計画区域のうち市街化区域に決定する部分を除く区域

## 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

---

## 山形県告示第589号

次の開発行為は、完了した。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 許可番号  
平成16年 1月22日 指令村総建第5028号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
村山市大字楯岡字洪田4883 - 1、4884、4885 - 1、4885 - 2、4886
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称  
寒河江市南町三丁目 3番76号  
有限会社 松田建築美装

## 山形県告示第590号

建築基準法(以下「法」という。)第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号二及び別表第3(に)欄の5の項の規定により、次のとおり数値を定める。

なお、関係図書は、土木部建築住宅課及び関係総合支庁において縦覧に供する。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 区 域                                                                                      | 法第52条<br>第1項第6号の<br>数値 | 法第53条<br>第1項第6号の<br>数値 | 法第56条<br>第1項第2号二<br>の数値 | 法別表第3(に)<br>欄の5の項の数<br>値 |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|
| (1) 山形市の区域を除く都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域(2に掲げる区域を除く。)                                          | 10分の20                 | 10分の7                  | 2.5                     | 1.5                      |
| (2) 鶴岡市湯野浜一丁目、同市大字湯田川字湯本、字中田及び字岩清水、同市大字由良二丁目及び由良三丁目、最上郡最上町大字富澤字湯ノ原及び字出屋沢並びに同町大字大堀字瀬見の各一部 | 10分の40                 | 10分の7                  | 2.5                     | 1.5                      |

## 山形県告示第591号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び村山市役所において縦覧に供する。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 廃止に係る指定の番号 私有(村)第144号
- 2 廃止に係る指定の場所 村山市楯岡大沢川3591番12
- 3 廃止年月日 平成16年 5月 6日

**監査委員関係**

**告 示**

山形県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 5月14日

山形県監査委員 鈴 木 正 法  
 山形県監査委員 広 谷 五郎左工門  
 山形県監査委員 加 藤 淳 二  
 山形県監査委員 濱 田 宗 一

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 押 野 正 徳 山形市十日町二丁目1番33号801
- 高 嶋 清 彦 山形市大字平清水40番8号
- 伊 藤 明 彦 山形市寿町17番1号
- 伊 藤 正 佳 飽海郡松山町字荒町29
- 小 野 慎 一 東京都練馬区桜台三丁目32番13号
- 坂 邊 淳 也 東京都江戸川区南葛西一丁目9番1号205
- 寺 澤 直 子 埼玉県春日部市南三丁目3番7号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成16年 6月1日から平成17年 3月31日まで

**人事委員会関係**

**告 示**

山形県人事委員会告示第3号

平成16年度山形県職員採用試験を次のとおり実施する。

平成16年 5月14日

山 形 県 人 事 委 員 会  
 委 員 長 古 澤 茂 堂

1 試験の名称

平成16年度山形県職員採用上級試験

2 試験区分及び採用予定人員

行政約40名、警察行政若干名、土木約5名、建築若干名、化学若干名、一般農業若干名、農業土木若干名、林業若干名、水産若干名、電気若干名、金属若干名、警察科学(犯罪心理)若干名、少年補導専門官若干名

3 試験の程度

大学卒業程度

4 対象となる職

行政職給料表の職務の級2級の職又はこれに相当する職

5 給 与

この試験に合格し採用された者が「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受ける場合の給料は原則として次表のとおりである。このほか、同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

なお、公営企業の管理者が定める職に採用された場合もこれとほぼ同額の給料及び諸手当が支給される。

| 適用給料表  | 給 料   |
|--------|-------|
| 行政職給料表 | 2級2号給 |
| 研究職給料表 | 2級2号給 |

## 6 受験資格

次のいずれかに該当する者。ただし、日本の国籍を有しない者(試験区分「金属」は除く。)及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は受験できない。

(1) 昭和50年4月2日から昭和58年4月1日までに生まれた者

(2) 昭和58年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者

学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成17年3月までに卒業見込みの者  
人事委員会が に掲げる者と同等の資格があると認める者

また、次表に掲げる試験区分については、右欄の資格要件を満たす者に限り、受験できる。

| 試験区分 | 資格要件                                      |
|------|-------------------------------------------|
| 一般農業 | 改良普及員の任用資格を有する者又は平成17年3月までに当該資格を取得する見込みの者 |

## 7 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式)

専門試験の出題分野は、別表1のとおりである。

(2) 試験の実施日

平成16年6月27日(日)

(3) 試験地

山形市

(4) 第1次試験合格者発表

平成16年7月9日(金)(予定)に山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。  
なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

(1) 試験種目

総合試験(記述式)、人物試験及び身体測定。ただし、身体測定は少年補導専門官についてのみ実施する。  
身体測定の基準は、別表2のとおりである。

(2) 試験の実施日(予定)

平成16年7月16日(金)及び7月27日(火)から7月30日(金)までのうち指定する1日

(3) 試験地

山形市

## 9 最終合格者発表

平成16年8月下旬に、山形県庁屋外掲示場に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者はそれぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

## 11 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、郵便で受験申込書の請求を行う場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封すること。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書等に必要事項を記入し、本人の写真を写真欄にはり、80円切手をはったあて先明記の受験票返信用封筒(長形3号封筒)を添付し、山形県人事委員会事務局(山形市松波二丁目8番1号郵便番号990-8570)に郵送するか又は直接持参すること。

なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「上級受験」と朱書するとともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

(3) 受験申込期間及び受験申込時間

土曜日及び日曜日を除き、平成16年5月21日(金)から6月7日(月)までの午前8時30分から午後5時まで。  
 なお、郵送による申込みは、平成16年6月7日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局に行うこと。
- (2) 受験に関する問い合わせを郵便によって行う場合には、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表1

専門試験出題分野一覧表

| 試験      | 試験区分                                               | 出題分野                                                                          | 出題形式      |
|---------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 第1次     | 行 政                                                | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                | 多 枝 選 択 式 |
|         | 警 察 行 政                                            | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係、経営学                                |           |
|         | 土 木                                                | 数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工                                        |           |
|         | 建 築                                                | 数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工                              |           |
|         | 化 学                                                | 数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学                                  |           |
|         | 一 般 農 業                                            | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般、食品化学、食品貯蔵加工学、家政学一般、農村計画 |           |
|         | 農 業 土 木                                            | 数学、応用力学、水理学、測量、土壌物理、農業水利、土地改良、農地造成、農業造構、材料・施工、農業機械、農学一般                       |           |
|         | 林 業                                                | 林業政策、林業経営学、造林学、林業工学、林産一般、砂防工学                                                 |           |
|         | 水 産                                                | 水産学通論、漁政、水産生物学、水産海洋学、水産物理学、水産化学、水産資源学、水産増殖学、漁業学、水産利用学、水産経済                    |           |
|         | 電 気                                                | 数学・物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気材料、電子工学、電力工学、通信工学                                   |           |
|         | 金 属                                                | 数学・物理、鑄造工学、溶接工学、金属組織学、金属物理学、金属材料学、材料試験法、金属化学                                  |           |
|         | 警 察 科 学<br>( 犯 罪 心 理 )                             | 一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)教育心理学、応用心理学、社会調査、統計学                              |           |
| 少年補導専門官 | 社会福祉概論(社会保障を含む。)社会学概論、社会心理学、一般心理学、教育心理学、応用心理学、社会調査 |                                                                               |           |

別表2

身体測定基準(少年補導専門官のみ)

| 項 目 | 基 準                                    |
|-----|----------------------------------------|
| 視 力 | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
| 聴 力 | 正常であること。                               |

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 色 覚   | 正常であること。           |
| そ の 他 | 職務遂行に支障のない身体であること。 |

## 山形県人事委員会告示第4号

平成16年度山形県警察官採用試験を次のとおり実施する。

平成16年5月14日

山形県人事委員会  
委員長 古 澤 茂 堂

## 1 試験の名称

平成16年度山形県警察官採用試験

## 2 試験区分及び採用予定人員

警察官A(男性)約50名、警察官A(女性)若干名、警察官A(武道指導・柔道)若干名、警察官A(武道指導・剣道)若干名、警察官B(男性)約20名、警察官B(女性)若干名

## 3 試験の程度

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は大学卒業程度、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は高等学校卒業程度

## 4 対象となる職

公安職給料表の職務の級1級の職

## 5 給 与

この試験に合格し採用された者は「山形県職員等の給与に関する条例」の適用を受け、その場合の給料は原則として警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は、公安職給料表1級7号級で、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は、公安職給料表1級2号給であり、このほか同条例等の定めるところにより諸手当が支給される。

## 6 受験資格

この試験の受験資格は、別表1のとおりである。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法第16条の規定に該当する者は、受験できない。

## 7 第1次試験

## (1) 試験種目

教養試験(多枝選択式)、身体測定1、体力検査1、実技試験(警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)のみ。)

身体測定1の基準は、別表2のとおりである。

## (2) 試験の実施日

警察官A(男性)及び警察官A(女性)は平成16年7月11日(日)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は平成16年7月11日(日)及び12日(月)、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は平成16年9月19日(日)

## (3) 試験地

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)は山形市、鶴岡市及び酒田市。ただし、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)の第2日目は天童市。警察官B(男性)及び警察官B(女性)は山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び新庄市。

## (4) 第1次試験合格者発表

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については平成16年7月23日(金)(予定)に、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成16年10月8日(金)(予定)に、山形県庁及び県内各警察署に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

## 8 第2次試験

## (1) 試験種目

作文試験、人物試験1、人物試験2、体力検査2、身体検査、身体測定2

身体測定2の基準は、別表3のとおりである。

(2) 試験の実施日(予定)

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成16年8月1日(日)及び8月上旬から中旬の指定する1日、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成16年10月24日(日)及び11月上旬の指定する1日

(3) 試験地

山形市

9 最終合格者発表

警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成16年8月下旬に、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成16年11月下旬に、山形県庁及び県内各警察署に合格者の試験区分及び受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

10 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に得点順に記載され、採用はこの名簿に記載された者の中から行われる。

11 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、山形県東京事務所、山形県大阪事務所、山形県名古屋事務所、各総合支庁総務企画部総務課、西村山総務課、北村山総務課及び西置賜総務課において交付する。

また、山形県のホームページ(<http://www.pref.yamagata.jp/>)からもダウンロードできる。

なお、受験申込書の請求を郵便で行う場合は、封筒の表に、例えば「警察官A請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を必ず同封して、山形県警察本部警務課(山形市松波二丁目8番1号 郵便番号990-8577)あて請求すること。

(2) 受験の申込み

ア 受験申込書及び受験票に所要事項を記入し、本人の写真をはり、山形県警察本部警務課に持参により提出するか、郵送により提出すること。なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に、例えば「警察官A(男性)受験」等と朱書とともに、配達記録郵便又は簡易書留等の確実な方法によること。

イ 受験申込書及び受験票を提出するときは、80円切手を貼ったあて先明記の受験票返信用封筒(長形3号封筒)を添付し、角形2号封筒に折らないで入れること。

(3) 受験申込期間及び受験申込時間

土曜日及び日曜日を除き、警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成16年6月4日(金)から6月25日(金)、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成16年8月6日(金)から8月27日(金)までのそれぞれ午前8時30分から午後5時まで。

なお、郵送による申込みは、警察官A(男性)、警察官A(女性)、警察官A(武道指導・柔道)及び警察官A(武道指導・剣道)については、平成16年6月25日(金)まで、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、平成16年8月27日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、山形県人事委員会事務局、山形県警察本部警務課、県内各警察署、交番又は駐在所に行くこと。

(2) その他受験に関する問い合わせ等を郵便によって行う場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表 1

| 試験区分               | 受 験 資 格                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警察官 A（男性）          | 昭和50年 4月 2日から昭和62年 4月 1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成17年 3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                           |
| 警察官 A（女性）          | 昭和50年 4月 2日から昭和62年 4月 1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成17年 3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                           |
| 警察官 A<br>（武道指導・柔道） | 昭和50年 4月 2日から昭和62年 4月 1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件をすべて満たす者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成17年 3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者<br>(3) 柔道の段位が 3段以上の者又は平成17年 3月までに 3段を取得する見込みの者<br>(4) 全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 |
| 警察官 A<br>（武道指導・剣道） | 昭和50年 4月 2日から昭和62年 4月 1日までに生まれた男性。ただし、次の(1)又は(2)に該当する者で、(3)及び(4)の要件をすべて満たす者に限る。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成17年 3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者<br>(3) 剣道の段位が 3段以上の者又は平成17年 3月までに 3段を取得する見込みの者<br>(4) 全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が行う競技会又はそれに相当すると認められる競技会において優秀な成績をあげた者 |
| 警察官 B（男性）          | 昭和50年 4月 2日から昭和62年 4月 1日までに生まれた男性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成17年 3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                           |
| 警察官 B（女性）          | 昭和50年 4月 2日から昭和62年 4月 1日までに生まれた女性。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。<br>(1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成17年 3月までに卒業見込みの者<br>(2) 人事委員会が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者                                                                                                                                           |

別表 2

| 試験区分                                               | 項 目   | 基 準                 |
|----------------------------------------------------|-------|---------------------|
| 警察官 A（男性） 警察官 A（武道指導・柔道） 警察官 A（武道指導・剣道）及び警察官 B（男性） | 身 長   | 160センチメートル以上であること。  |
|                                                    | 体 重   | 47キログラム以上であること。     |
|                                                    | 胸 囲   | 78センチメートル以上であること。   |
|                                                    | そ の 他 | 職務の遂行に支障のない身体であること。 |

|                       |       |                     |
|-----------------------|-------|---------------------|
| 警察官 A (女性)、警察官 B (女性) | 身 長   | 155センチメートル以上であること。  |
|                       | 体 重   | 43キログラム以上であること。     |
|                       | そ の 他 | 職務の遂行に支障のない身体であること。 |

別表 3

| 試 験 区 分 | 項 目 | 基 準                                    |
|---------|-----|----------------------------------------|
| 全 区 分   | 視 力 | 裸眼又は矯正視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上であること。 |
|         | 聴 力 | 正常であること。                               |
|         | 色 覚 | 正常であること。                               |

## 公 告

山形県林業機械講習規程（昭和39年 6月県告示529号）に基づき、平成16年度の林業機械講習（車両系建設機械）を次のとおり実施する。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

### 1 講習の課目、期間及び申込期限

| 課 目     | 期 間                                                | 申 込 期 限 |
|---------|----------------------------------------------------|---------|
| 車両系建設機械 | 平成16年 6月16日(水)から同月24日(木)まで。ただし、同月19日(土)及び20日(日)を除く | 6月4日(金) |

### 2 講習の場所

山形県森林研究研修センター（寒河江市大字寒河江丙2707番地）及び同センター試験実習林（西村山郡西川町大字沼山字大沼地内）

### 3 講習の対象及び募集人数

#### (1) 対 象

林業従事者及び木材製材業従事者、森林組合等林業団体及び木材製材業団体の職員その他森林を管理するための作業に従事する者

#### (2) 募集人数

20名

### 4 受講手続

受講申込書を上記 1 の申込期限までに最寄りの総合支庁を經由して山形県森林研究研修センターに提出すること。

### 5 その他

詳細については、山形県森林研究研修センター（電話0237(84)4301）に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年 4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年 5月14日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量  
電子計算機の賃貸借及び保守 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部警務部会計課 山形市松波二丁目 8 番 1 号 電話番号 023(626)0110
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成16年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額 229,558,140円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第372号) 第10条第 1 項第 2 号該当

正 誤

| 発行年月日      | 県 公 報<br>番 号 | ペー<br>ジ | 行     | 誤    | 正    |
|------------|--------------|---------|-------|------|------|
| 平成16. 4.16 | 第1534号       | 537     | 下から 3 | 2687 | 2697 |

平成16年5月14日印刷  
平成16年5月14日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056